

## 「改正後専利法施行のための過渡弁法について」(第 53 号)

「改正後専利法施行のための過渡弁法」が局務会議にて採決されたため、ここに公布し、2009年10月1日より施行するものとする。

局長 田力普  
2009年9月29日

### 改正後専利法施行のための過渡弁法

第一条 2008年12月27日公布『全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和国専利法」改正に関する決定』の施行を保障することを目的として、立法法第八十四条の規定に基づき本弁法を制定する。

第二条 改正前専利法の規定は、出願日が2009年10月1日以前(同日を含まず。以下同。)の特許出願及び同特許出願によって付与された特許権に適用される。改正後専利法の規定は出願日が2009年10月1日以降(同日を含む。以下同。)の特許出願及び同特許出願によって付与された特許権に適用される。ただし本弁法の以下の各条に述べる出願日が2009年10月1日以前の特許出願及び同出願によって付与された特許権に対する特殊規定についてはこの限りではない。前項にいう出願日の意味については専利法実施細則の関連規定に基づいて理解するものとする。

第三条 2009年10月1日以降に特許の強制実施許諾を請求する場合は、改正後の専利法第六条の規定を適用する。

第四条 特許業務の管理部門が2009年10月1日以降に発生した特許権侵害が疑われる行為に対して処理を行う場合、改正後専利法第十一条、第六十二条、第六十九条、第七十条を適用する。

第五条 特許業務の管理部門が2009年10月1日以降に発生した特許詐称が疑われる行為に対して取調べを行う場合、改正後専利法第六十三条、第六十四条の規定を適用する。

第六条 特許権者が2009年10月1日以降に特許標識の表示を行う場合、改正後専利法第十七条の規定を適用する。

第七条 中国に恒常的な居住地または営業所を持たない外国人、外国企業または外国のその他の組織が2009年10月1日以降に特許代理機関への委託または特許代理機関の変更を行う場合、改正後専利法第十九条の規定を適用する。

第八条 本弁法は2009年10月1日より施行するものとする。

以上

## 改正後専利法施行関連事項の通知

改正後専利法の施行のため、2009年10月1日以降（同日を含む）に特許出願またはその他の特許事務に関連する以下の事項を通知する。

一、 同一の出願人が同日に同一の発明創造について実用新案特許及び発明特許を出願する場合は、それぞれの出願の際、国家知識産権局の制定する「発明特許及び実用新案特許の同日出願についての声明」に同一の発明創造についてさらにもうひとつの特許を出願した旨を記入しなければならない。

二、 全ての単位または個人が中国で完成された発明または実用新案について海外にて特許出願を行う場合、事前に国家知識産権局の制定する「海外特許出願の秘密保持審査請求書」に必要事項を記入の上、同局に対して秘密保持審査を申請しなければならない。

三、 出願人が遺伝資源に依拠して完成させた発明創造について特許を出願する場合、国家知識産権局の制定する「遺伝資源由来公表登記表」に同遺伝資源の直接的由来と原始的由来を記入しなければならない。原始的由来が説明不可能な場合は、その理由を記入しなければならない。

四、 意匠特許を出願する場合、同意匠の簡単な説明を提出しなければならない。意匠の簡単な説明を提出しない場合、出願は受理されない。意匠の簡単な説明を書く際は、2009年10月版「意匠の簡単な説明」に関する注意事項を参照すること。

五、 国家知識産権局は出願日（優先権がある場合は、優先権日を指す）が2009年10月1日以降（同日を含む）の実用新案特許または意匠特許に対してのみ特許権評価報告を行い、出願日（優先権がある場合は、優先権日を指す）が2009年10月1日以前の実用新案特許に対しては、実用新案特許検索報告のみを行う。

六、 前記第一条、第二条、第三条の内容に関わる新出願及び出願日以降に提出された特許権評価報告請求書、海外特許出願の秘密保持審査請求書及び遺伝資源由来公表登記表について、出願人は国家知識産権局専利局受理処に対して直接に書面にて提出または郵送しなければならない。各専利代弁処及び国家知識産権局電子出願システムは前記の特許出願及び特許資料を暫時受理しないものとする。

2009年9月29日  
国家知識産権局専利局